

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和元年8月26日から同年9月24日までの間、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令
- (2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
- (3) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

2 命令等の案を公示した日

令和元年8月26日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則第5条について、技術的な修正を行いました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	1件
FAX	0件
郵送	0件

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見に対する警察庁の考え方について

1 意見の概要及びそれに対する考え方

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>浪費の準禁治産者も欠格事由から除外すべきだ。</p>	<p>浪費者であることを原因として準禁治産者となった者については、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。以下「民法一部改正法」という。）及び民法の一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）における経過措置により、なお従前の例によることとされております。</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）は上記の経過措置について特段の措置を行っていないところ、今回の改正は同法律の趣旨に基づくものとなっております。</p> <p>なお、民法一部改正法の施行以降に被保佐人に係る欠格事由が置かれた法律については、浪費者であることを原因として準禁治産者となった者は欠格事由とはされておられません。</p>
2	<p>住民票の写しについて、個人番号の記載があるものを提出させるべきだ。</p>	<p>「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において、「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、行政庁に対する申請等に係る国民負担の軽減を推進することとされております。平成29年3月、総務省から関係府省に対し、「本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと」等を内容とする勧告がなされたことから、今回の改正を行うものです。</p>

2 その他

今回の意見を募集した内容に関するもの以外の御意見等につきましては、今後の政策において参考とさせていただきます。